

# ファミリー・サポート・センター

## 利用の手引き

- P1** 01 ファミリー・サポート・センターとは
- P2** 02 ファミリー・サポート・センターのしくみ
- P4** 03 入会手続き等について
- P5** 04 報酬の基準
- P6** 05 報酬の計算方法
- P8** 06 補償保険制度について
- P10** 07 会員の心得



加東市マスコット  
加東 伝の助

加東市ファミリー・サポート・センターのページ  
(加東市ホームページ内)

加東市





# 01 ファミリー・サポート・センターとは

ファミリー・サポート・センターは、「子育ての応援をしてほしい」人と「子育ての応援をしたい」人が、依頼会員、協力会員、両方会員のいずれかに登録し、お互いに助け合いながら育児の相互援助活動を地域において行う会員組織です。

## 会員の条件

ファミリー・サポート・センターを利用するには、会員登録が必要です。  
※入会金は無料です。

### 依頼会員

次の①②の条件を満たす人

①生後6か月から小学校6年生までの子どもがいる人

②加東市内在住・在勤・在学の人

※子どもが加東市内の保育施設に通園又は小学校に通学している市外在住の人を含む

### 協力会員

心身ともに健康で、保育に熱意があり、子どもを預かることができる、加東市内在住の人

※ 依頼会員、協力会員の両方を兼ねることもできます。(両方会員)

※ 上記の条件に該当しなくなった場合は、退会手続きを行います。  
(退会するときは、退会届の提出と会員証を返還してください。)



## 援助活動の内容

ファミリー・サポート・センターで行う援助活動は、一時的で短時間、軽易なものです。

- 保育施設の開始前及び終了後の預かり
  - 保育施設等までの送迎
  - 習い事への送迎
  - 保護者の病気、その他急用の場合の預かり
  - 保護者の求職活動中の預かり
  - 放課後やアフタースクール終了後の預かり
  - 買い物等外出の際の預かり
  - 冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際の預かり
  - 保護者の趣味、リフレッシュの際の預かり
  - その他、会員の育児のために必要な援助活動
- 預かる場所は、協力会員又は依頼会員の自宅、児童館等で両会員の相談により決定します。
  - 預かる時間帯は、原則として午前7時から午後8時までです。
  - 預かりが早朝、夜間にわたる場合でも、宿泊を伴う援助活動は行いません。
  - 通常は一对一での保育が基本となりますが、きょうだいの場合は複数名(2~3名程度)を預かることもあります。ただし、3歳未満は一对一とします。
  - 警報発令時は援助活動を行いません。
  - 病児の預かりは行いません。
  - 援助活動は市内のみとします。
  - 子どもの引き渡しは大人から大人とします。

# 02 ファミリー・サポート・センターのしくみ

ファミリー・サポート・センターのアドバイザーを通じて会員同士が出会い、相互援助活動を行います。

## 相互援助活動の流れ



### ① 援助依頼

依頼会員は、援助が必要になれば、ファミリー・サポート・センターのアドバイザーに連絡をします。

### ② 活動依頼・承諾

アドバイザーは、依頼内容・希望に合わせて協力会員に活動依頼の連絡をします。アドバイザーは協力会員の承諾を受けます。

### ③ 会員紹介

アドバイザーは、依頼会員に協力会員を紹介します。

### ④ 事前打合せ日の決定

依頼会員は協力会員と事前打合せ(援助活動前の顔合せ)の日程を決めます。

### ⑤ 事前打合せ日の連絡

事前打合せ日が決まれば依頼会員からファミリー・サポート・センターに連絡をします。

### ⑥ 事前打合せ

依頼会員は協力会員と、依頼内容、時間、場所などについて十分に事前打合せをします。

### ⑦ 活動日時と内容の連絡(事前連絡)

依頼会員は、活動日までに依頼日時と内容を必ずファミリー・サポート・センターに連絡をします。連絡のない場合や事後報告は、補償保険が使いません。

相互援助活動（依頼日当日子どもを預けます）



### ⑧ 報酬の授受

協力会員は、援助活動が終わるとその内容を援助活動の報告(日報)に書き、依頼会員の確認(署名)をもらいます。依頼会員は、規定の報酬及び実費を当日協力会員に支払います。

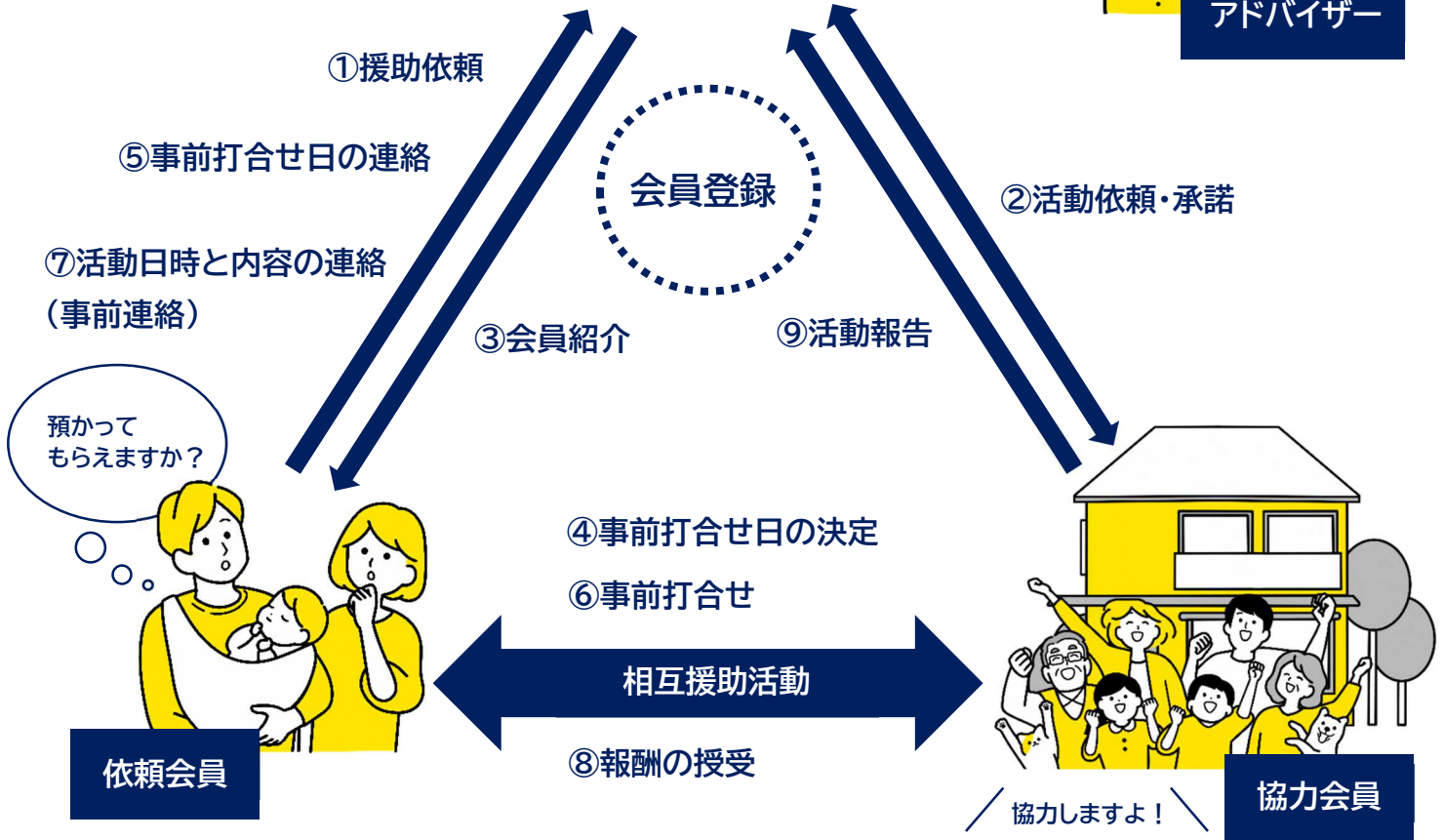
### ⑨ 活動報告

協力会員は、援助活動報告書(月報)に当月分の援助活動の報告(日報)を集計し、翌月の5日までに月報・日報をファミリー・サポート・センターに提出します。提出のない場合は、補償保険が使いません。

加東市ファミリー・サポート・センター  
(アドバイザー)  
午前8時30分～午後5時15分



アドバイザー



依頼会員へ

- 援助活動は、1か月前から予約できます。(電話・FAX・メール)
- 突発的な援助依頼にもできる限り対応しますが、協力会員の調整が見つからないことがあります。申込みはできるだけ早めをお願いします。
- キャンセルする場合は、前日までに、協力会員とファミリー・サポート・センターに速やかに連絡してください。(電話・FAX・メール) ※当日のキャンセル・無断キャンセルは、規定の報酬を支払っていただきます。
- 依頼した援助内容以外の仕事は要求しないでください。
- 活動前に必ず「援助活動に関する同意書」を提出してください。(年度毎)



協力会員へ

- 安全チェックリストにより、常に子どもの安全を確認してください。
- 入会時に運転免許証の提示をお願いします。
- 活動前に必ず「援助活動に関する同意書」を提出してください。(年度毎)
- チャイルドシートが必要な場合は、貸し出します。
- 送迎依頼の活動を行うにあたり、自家用車を使用する場合「自家用車使用申出書」を提出してください。(有効期限1年)

# 03 入会手続き等について

入会の案内・登録手続きは、ファミリー・サポート・センターで行っています。

ファミリー・サポート・センターで利用方法等を説明後、  
入会申込書に記入し登録手続きを行います。  
会員証は後日発行します。  
(退会時には会員証の返還が必要です。大切に保管ください。)

## 入会手続き



オンライン申請も可能です。

申請入会手続き完了後は、初回援助活動前に  
ファミリー・サポート・センターにお越しください。  
「利用の手引き」の説明と書類をお渡しします。

講習会

## 行事

ファミリー・サポート・センターでは、保育面での知識の向上や、会員間の親睦を  
図るため、講習会と交流会を定期的で開催します。

講習会

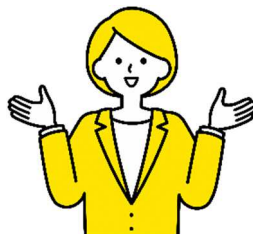
年に 8 回程度開催します。(全会員対象)  
協力会員・両方会員は、必ず講習を受講してください。

交流会

年に 1 回程度開催します。会員の親睦や意見交換の場です。  
また、子育てに役立つ講演会等もあわせて実施しますので、是非ご家族  
でもご参加ください。

## アドバイザーの役割

- 援助活動の調整
- 会員の募集・登録・相談
- 講習会、交流会の開催
- 広報活動



# 04 報酬の基準

援助を受けた依頼会員は、協力会員に規定の報酬と実費を支払います。

活動日時	1時間あたりの報酬額	
月曜日から金曜日まで (午前7時から午後8時まで)	600円	
上記時間以外	700円	
土曜日・日曜日・祝日 年未年始(12/29~1/3)	上記活動報酬額に100円加算	
時間延長の場合	30分以内	報酬額の半額
	30分を超え1時間以内	1時間の報酬額

- 活動時間とは協力会員が相互援助活動をスタートした時間から終了時間までとなります。  
※児童館等での預かりの場合は、協力会員が自宅を出発した時間から帰宅した時間までとなります。
- 1時間以内の活動は、すべて1時間とみなします。
- 3歳以上のきょうだいで子どもを預かる場合は、2人目から半額になります。
- 時間延長の場合は、協力会員とファミリー・サポート・センターに速やかに連絡してください。(電話・FAX・メール)



キャンセルする場合は、依頼会員が協力会員に規定の報酬を支払います。  
※大雨警報による休校など災害時におけるキャンセルの場合は無料です。

前日までのキャンセル	無料
当日のキャンセル	報酬額(預ける時間分)の半額
無断キャンセル	報酬額(預ける時間分)の全額

- 援助に必要なものは、原則として依頼会員が用意してください。
- 協力会員から食事(ミルク)、おやつ、おむつ等の提供を受けた場合は依頼会員が実費を支払います。
- キャンセルする場合は、前日までに、協力会員とファミリー・サポート・センターに速やかに連絡してください。(電話・FAX・メール)

# 05 報酬の計算方法

例1

平日の7時35分から8時まで子どもを預かり、保育施設へ送り、8時5分に自宅(協力会員)に到着した。



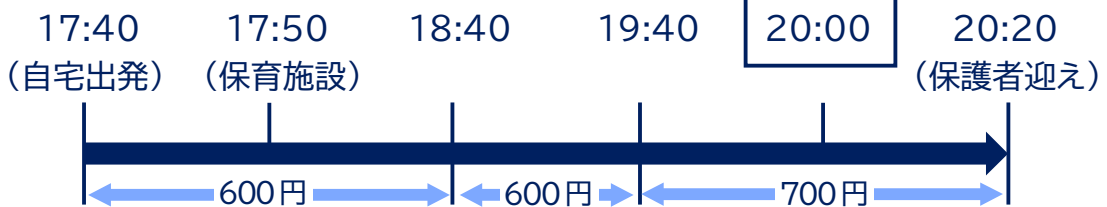
活動時間 7:35 ~ 8:05 (30分間)  
計算方法 600円 × 1時間 = 600円



1時間以内の活動は、すべて1時間とみなします。

例2

平日の17時40分に自宅(協力会員)を出て保育施設へ迎えに行き、20時20分まで預かった。



活動時間 17:40 ~ 20:20 (2時間40分間)  
計算方法 600円 × 2時間 + 700円 × 1時間 = 1,900円



少しでも時間外(7時までと20時以降)にかかった場合は、1時間700円で計算してください。

**例3**

3歳以上のきょうだいを2人預かった場合  
平日に、1人目を15時30分から、2人目を16時30分から18時まで預かった。



【1人目】 活動時間 15:30 ~ 18:00 (2時間30分間)  
計算方法 600円 × 2時間30分 = 1,500円

【2人目】 活動時間 16:30 ~ 18:00 (1時間30分間)  
計算方法 600円 × 1時間30分 × 1/2 = 450円

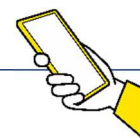
合計 1,950円



3歳以上のきょうだいを預かる場合は、2人目から半額となります。

**例4**

キャンセルの場合  
休日の8時から12時まで預ける予定であったが、  
自己都合で当日にキャンセルの連絡をした。



活動予定時間 8:00 ~ 12:00 (4時間)  
計算方法 700円 × 4時間 × 1/2 = 1,400円

当日のキャンセルは、予定の報酬額の半額を支払います。  
協力会員は預かりを予定して待っています。キャンセルする場合は、直前になっても必ず協力会員とファミリー・サポート・センターへ連絡してください。

# 06 補償保険制度について

会員になると自動的に「サービス提供会員傷害保険」「賠償責任保険」「依頼子供傷害保険」「研修・会合傷害保険」「移動サービス専用自動車保険」の5つの保険に加入することになります。なお、保険料はファミリー・サポート・センターが負担しますので、個人負担はありません。

## サービス提供会員 傷害保険

協力会員が、ファミリー・サポート・センターのあっせんによる援助活動の提供中や、援助活動のための自宅と依頼会員宅や保育施設等との往復途上(自宅と通常の経路)において傷害を被った場合や熱中症となった場合に補償するものです。

事由	補償額	備考
死亡	450万円	事故日から180日以内の死亡
後遺障害	程度により450万円～18万円	事故日から180日以内の後遺障害発生
入院(1日あたり)	3,000円	事故日から180日を限度
手術	3,000円×所定倍率	事故日から180日以内で1事故1回を限度
通院(1日あたり)	2,000円	事故日から180日以内で90日を限度



## 賠償責任保険

協力会員が、援助活動中に、監督ミスや提供した飲食物等が原因で第三者の身体または財物に損害を与えたことにより、法律上の賠償責任が生じた場合に負担する賠償金等を補償するものです。

事由	支払限度額
対人・対物(1名・1事故)	2億円
初期対応費用(1事故)	1,000万円
見舞金・見舞い品(1名)	10万円
訴訟対象費用(1事故)	1,000万円
現金盗難(1事故)	10万円
個人情報漏えい(1請求)	500万円



## 依頼子供傷害保険

依頼会員の子どもが、援助を受けている間に事故を被った場合や熱中症となった場合に、協力会員の過失の有無にかかわらず補償するものです。

事由	補償額	備考
死亡	300万円	事故日から180日以内の死亡
後遺障害	程度により300万円～12万円	事故日から180日以内の後遺障害発生
入院(1日あたり)	3,000円	事故日から180日以内で30日を限度
手術	3,000円×所定倍率	事故日から180日以内で1事故1回を限度
通院(1日あたり)	2,000円	事故日から180日以内で90日を限度

## 研修・会合傷害保険

講習会や交流会等の参加者が、参加している間及び自宅と会場の往復途上(通常経路)において、急激かつ偶然な外来の事故によって傷害を被ったまたは熱中症となった場合に補償するものです。

事由	補償額	備考
死亡	500万円	事故日から180日以内の死亡
後遺障害	程度により500万円～20万円	事故日から180日以内の後遺障害発生
入院(1日あたり)	3,800円	事故日から180日を限度
手術	3,800円×所定倍率	事故日から180日以内で1事故1回を限度
通院(1日あたり)	2,300円	事故日から180日以内で90日を限度



## 移動サービス 専用自動車保険

ファミリー・サポート・センターの活動中、協力会員の自家用車を用いて依頼会員の子どもの送迎等(移動サービス)を行っている間の事故について、協力会員が加入している自動車保険に優先して補償するものです。

事由	補償額	備考
対人(1名)・対物(1事故)	無制限	
移動サービス事業者向け人身傷害保険特約 ケガ・死亡・後遺障害(1名)	3,000万円	保険金額を限度に実際の損害額に対して
傷害一時費用保険金	10万円	5日以上入通院した場合
対物超過修理費用補償特約	相手方の車の「時価額を超える修理費」	損害が生じた日の翌日から起算して6か月以内で1事故1台あたり50万を限度
車両搬送・緊急時応急対応費用補償特約 (移動サービス用)	上限額 15万円の範囲内	走行不能となりレッカー搬送されたときに限る。事故・故障以外の車両自体に生じたトラブルの場合

◎事故が発生した場合は、速やかにファミリー・サポート・センターへ連絡してください。

# 07 会員の心得

お互いが気持ちよく活動するために



- 1.** 加東市ファミリー・サポート・センターの活動の趣旨と決まりを守りましょう。
- 2.** お互いのプライバシーを守りましょう。  
(援助活動により知り得た個人的な情報をもらさない等信頼関係が保てるように活動する)
- 3.** 会員証は常時携帯してください。
- 4.** 約束した時間は必ず守りましょう。(開始時間・終了時間)
- 5.** ファミリー・サポート・センターへの連絡なしに、会員同士での活動の交渉を行わないでください。ファミリー・サポート・センターを通さない活動については、補償保険は適用されません。
- 6.** 事前打合せは、所定の用紙により必ず行い、決めた内容を守りましょう。  
内容を変更するときは十分に話し合しましょう。
- 7.** 活動中は、常に子どもの安全を確認してください。

# memo

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

## 加東市ファミリー・サポート・センター

〒673-1493 加東市社50番地  
加東市教育委員会 こども未来部 こども教育課  
電話 (0795)43-0444  
FAX (0795)43-0559  
E-mail kato-famisapo@city.kato.lg.jp

月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分  
(土曜日・日曜日・祝日・年末年始は休み)

加東市ファミリー・サポート・センターのページ  
(加東市ホームページ内)



### オンライン申請フォーム

- ・加東市ファミリー・サポート・センター入会申込書
- ・自家用車使用申出書
- ・加東市ファミリー・サポート・センター変更届
- ・加東市ファミリー・サポート・センター退会届



加東市マスコット  
加東 伝の助

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed blue lines.

